習志野の社会教育の衰退を懸念するものです。

あらためて、社会教育、公民館事業について議論していただきたい。

社会教育法に基づくエビデンスに基づく説明が欠如してきた。

2020-5-5 ならしの朝日

習志野市屋敷公民館、43年の歴史に幕



公共施設(公共建築物)の再生・統合計画推進により、

失う屋敷地区の文化振興・学習拠点!!!

施設の老朽化と財政の健全化を理由とした公共施設の統廃合、PFI 手法導入による行政 運営、

まちづくりのダイナミックさを感じますが、

従来から住民の社会教育振興策として推進してきた公民館活動が、

このような施策によって、コツコツと築き上げてきた社会教育の営みを簡単に廃止してしまう。

行政運営の横暴さを感じます。

習志野の社会教育政策は、本市行政の主軸、文教住宅都市憲章にもうたわれ、習志野の文化振興によって市民生活をより潤い、豊かにしようとする教育政策です。

普通に考えれば、老朽化した施設なら新たに再築するのが正しい選択です。

住民の文化醸成を担った必要施設、それが公民館、図書館、資料館等の社会教育施設です。

社会教育法に基づいて、自治体が整備・運営する責任があります。

ない袖は振れぬ、とか、将来に負担を残さない、資金化するとか、不明確な根拠による 政策説明に思えてなりません。

財政健全化の観点から公共施設再生計画によって自治体の基本政策をスポイル、委縮させてしまって良いものか、

住民に施設の機能、廃止を強いるのではなく、有効な財政手法によって再生させ、施策 の存続、発展を図るべきではないのだろうか。

すでに、大久保の施設再生計画においても、住民から様々な問題が指摘され、改善が要望されています。

行政は謙虚に、計画の見直しを図り、**政策手続き的な齟齬、矛盾**を解決すべきでしょう ね。 公会計改革によりマクロ的に事情を認識するのは正しいですが、提案されている事業についてミクロ的(事業セグメント別)な分析、点検、等、会計上の監査、事業評価を含めた「判断」から、行政の公共経営について、十分に研究、検討すべきではないでしょうか?

このように行政の公共経営化を推論すると、大久保の施設再生計画は、施設のリノベーションを図ったのち、その管理運営をSPCに委託した。長期にわたる事業委託である。指定管理制度に基づく委託事業である。

しかしながら、運営会社との委託協定では社会教育活動と施設管理運営の住民の生涯 学習活動、サービスは機能上区分されており(協定済み)、

実際の運営計画は、業者の、施設提供を主とする事業計画なのであり、これに対し、 社会教育の推進を課題とする経営計画が、ほとんど語られていないのである。

教育委員会の論理も生涯複合施設の統合的な運営論なのである。

仮に、この施設サービス論で事業を図っても、経営のマックス、限界は見えてしまう。

そこで、大事なのは、集客、即ち利用者の拡大や、教育的な配慮に基づく公民館の態勢に基づく事業活動が、的確な事業イノベーションにつながることは、過去の公民館の活動事情からも明らかです。

すなわち、時代に対応する学習課題を設定し、様々な手法を駆使し、事業計画を立て、 実践する、社会教育活動の果たす役割なのです。

経営戦略から言っても、住民を育てる、まちづくりに積極的に参加してもらう、そういう学習機会のチャンスがあって、それをコーディネイトする専門職員の配置、対応が重要であるということが、すでに、「社会教育法」に基づく、今までの活動実践から実証されていることがわかります。

要するに、公的な社会教育活動と民間の施設提供活動のコラボレーションの中に、新らしい公共経営の姿が見えてくるし、公会計改革の推進、セグメント会計(管理会計)からも経営戦略としてのイノベーションが実証できますね。

大久保公民館の法的認可を喪失し、中央公民館という事前協議のなされていない公民館の非状態化を克服し、(新)大久保公民館としての事前協議(法的な認可手続き)を履行すべきです。

社会教育法に基づく社会教育機関(公民館事業、活動)を統合施設の主軸として位置付け、行政の責任ある運営と

指定管理業者への業務委託(施設の維持管理、貸出サービス)を明確に区分し、それぞれの施策の推進を果たすべきでしょう。

法的な根拠、エビデンスに依拠した説明が重要だと思います。

施設再生2次計画についてもパブリックコメントに基づく計画をまとめているが、 エビデンスの薄い、当初説明のままの不明確な説明のままのようである。

最後に、公民館の設置運営の要件は、対象エリアを明確にし、専任職員(教育有資格者) を配置し、事業活動計画、職員の研修体制、公民館運営審議会の運営指針に基づく運営 が果たされるものですが、

現在の7公民館には、社会教育主事職員の配置は、ゼロの状態です。事業体系も不明(主事資格職員ではないので、リテラシーにかけている)、すでに破たんの状態です。

教育委員会事務局においても、任命社会教育主事の権限は不明確なままです。

一日も早く、社会教育の推進体制を回復して、今後の文化振興政策を推進していただきたいと思います。

*平成17年ころ、公民館を有料施設に変えたことにより、「社会教育の論理」はとん 挫し、コミュニティセンターと同様な扱いになってしまった。

専任職員の雇用はなくなり、社会教育計画を教育委員会が起案できなくなってきた(教育委員会の主体性がなくなり、コミュニテーセンターと同様貸し施設化へ、さらに、一般公務員職員の人件費削減から

指定管理制度による業務委託になった。

行政は最近、「公共施設」の概念を「公共建築物」という表現に変えてきました。

公共施設統廃合整備計画に於いて、公共政策に対して齟齬、矛盾を来すことに気付いて きたのでしょうか?

.

https://ameblo.jp/ameblokuro604/entry-12595152032.html



AMEBLO.JP

『"公民館で学ぶ V"』

『"公民館で学ぶ V"』

1

習志野の社会教育の経過

http://www.s-kawano.net/s-kawano/%E7%BF%92%E5%BF%97%E9%87%8E%E3%81%AE%E5%85%AC%E6%B0%91%E9%A4%A8%E3%81%AE%E7%B5%8C%E9%81%8E%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6%E3%81%BE%E3%81%A6%E3%81%BE%E3%81%A6%E3%81%BE%E3%81%BE%E3%81%97%E3%81%9F.pdf

2020-05-09

財政健全化をうたい文句に、公会計改革にその理論フレームを置いている。そしてPF I 事業の提案です。

会計のマクロ的なアカウンティングは正しいかも知れませんが、

当該事業を、セグメント分析し、新たな公共経営樹立に向けた会計手法が確立されなければ、会計改革、事業活動の成果・評価はできません。

民間事業者とのPFI事業化しただけで、行政の公共経営の新たな手法の改善には至っていない状況です。

2020-05-07

屋敷の地域文化を育んだ屋敷公民館

首長行政の公共施設再生計画で潰される!!

地域の生涯学習振興の意思を欠いた無力な教育行政

本当に、屋敷公民館を潰してしまって良いのか?

大久保地区の施設リニューアルで、古くなった屋敷公民館が育んだ地域文化振興が成し 得るのか?

大切なのは、住民の文化活動をバックアップし、

生涯学習環境を醸成いくことで、

時代に対応する公民館行政を樹立することが行政の政策課題ではないのだろうか!

2020-05-05

市民会館→大久保公民館・屋敷公民館→施設の老朽化 財政健全化、行政改革で公共施設の統廃合→中央公園地区公共施設のリニューアル→屋 敷公民館等の廃止

老朽施設が新しくなって、解決できる問題なのだろうか?

2020-5-5 ならしの朝日

屋敷の地域文化を育んだ屋敷公民館

首長行政の公共施設再生計画で潰される!!

地域の生涯学習振興の意思を欠いた無力な教育行政

本当に、屋敷公民館を潰してしまって良いのか?

大久保地区の施設リニューアルで、古くなった屋敷公民館が育んだ地域文化振興が成し得るのか?

大切なのは、住民の文化活動をバックアップし、

生涯学習環境を醸成いくことで、

時代に対応する公民館行政を樹立することが行政の政策課題ではないのだろうか!